

伊勢原市協働事業提案書



平成30年5月14日

伊勢原市長 殿

住 所 XXXXXXXXXX
団体名 NPO 法人 生活文化ルネッサンス
代表者氏名 原 田 雅 顕



伊勢原市市民協働事業提案制度実施要綱第6条の規定により、次のとおり提案します。

提案区分	☒ 市民提案型協働事業 ☐ 行政提案型協働事業
協働事業名	日向・里地里山づくりプロジェクト —花でつなぐ人と人—
添付資料	(1) 団体概要（第2号様式） (2) 協働事業実施計画書（第3号様式） (3) 協働事業収支予算書（第4号様式） (4) 規則、定款、規約、会則その他これに準ずるものの写し (5) 会員、構成員の名簿の写し (6) 前年度の活動報告書及び収支決算書の写し

第2号様式（第6条関係）

団 体 概 要

平成30年5月14日現在

団 体 名	NPO法人生活文化ルネッサンス	
所 在 地	〒 	
代 表 者	理事長 原 田 雅 顕	
設 立 年 月	平成27年 6月	
会員の状況	会員 16人（うち伊勢原市民 12人）	
業 務 内 容	① 社会教育の推進を図る活動 ② まちづくりの推進を図る活動 ③ 観光の振興を図る活動 ④ 中山間地域の振興を図る活動 ⑤ 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動 ⑥ 子どもの健全育成を図る活動	
主な公益活動 の 実 績	◎ 彼岸花の際の案内所開設（伊勢原市観光協会と協働） ◎ 伊勢原市市民提案型協働事業（平成28年度、平成29年度） ◎ 子ども対象の体験活動 ① 茶道を英語で体験 ② 自然の草花で押し花体験、	
連絡担当者	氏名	飯田 厚美
	所属	NPO法人生活文化ルネッサンス 事務局長
	電話	
	FAX	
	e-mail	

第3号様式（第6条関係）

協働事業実施計画書

協働事業名	日向・里地里山づくりプロジェクト ―花でつなぐ人と人―
事業の目的	地域の活性化を目的として、田畑に花を植えて景観を美しくするとともに人との交流による花でつながる街づくりを推進する。 1. 地域資源の有効活用 ―未利用農地の活用 2. 地域の環境美化 ―地域の魅力づくり 3. 協働事業の推進 ―住民・企業・行政・大学との交流
事業内容	昨年度に引き続き、未利用農地を利用し、花の植栽を行う。 1. 畑に花の種まきや苗の植え付けを実施する。 2. 開花時(彼岸花開花時期に合わせる)の観賞・花摘み、イベントを実施する。 ・1坪ガーデニングコンテスト ・飲食の販売、地域野菜等の販売 ・押し花体験 ・茶席（呈茶）
スケジュール	2018年5月20日(日) } コスモスの種まき・花の植付 6月 3日(日) } (地域の皆様と共に) 6月上旬～ 桔梗開花（案内） 7月中旬 } 8月下旬 } 草取り（地域の皆様と共に） 9月15日・16日・17日・22日・23日 彼岸花案内 9月上旬～10月上旬 コスモス開花（案内）イベント開催 (ガーデニングコンテスト、菊のイベント) 10月下旬 コスモスの種採取および土地の整備 11月上旬 菜の花の種まき 2019年3月中旬 菜の花開花（案内）
協働の効果	① 地域住民の交流を促進し、地域の課題(農業の充実、未利用農地の活用等)に取り組むことから、地域の活性化が期待できる。 ② 地域の景観づくりにより、誘客効果に寄与し観光振興につながるこのことから、本法人の目的でもある「地域社会と住民の相互関係、地域と学童の結びつき、家族の絆の強化の支援等、地域社会の活性化と地域振興に寄与する」効果が得られる。
役割分担	(市民活動団体の役割) 農地の整備、作付け後肥培管理。種苗の調達。 イベントの運営 (1坪ガーデニングコンテスト 飲食の販売等) 他 (市の役割) 1. 広報 2. 種苗等の購入経費、およびイベントの際の費用等の補助 3. 捨て看板等案内板の作製 4. イベントの際のテント(2基)、机、椅子等の貸与

第4号様式（第6条関係）

協働事業収支予算書

協働事業名	日向・里地里山づくりプロジェクト —花でつなぐ人と人—
団 体 名	NPO法人 生活文化ルネッサンス

収入の部

区 分	見 積 額 (円)	積算根拠 (数量、単価等)
市補助金	50,000	市民提案型協働事業採択見込みとして
主催者負担金	111,880	借入金若しくは自己負担金
収入合計額	161,880	

支出の部

区 分	見 積 額 (円)	積算根拠 (数量、単価等)
花の種	20,000	花種
花の苗	20,000	ハーブ苗・花苗
花の苗(コンテスト用)		1坪ガーデニング用花の苗 (参加者自己負担)
イベント用費用	30,000	コンテスト商品、菊のイベントセッティング費用
飲み物代	16,800	@120×30人×5日 (種まき及び苗の植付)
昼食代	48,600	@324×30人×5日 (種まき及び草取り)
軍手等(参加者分)	6,480	@108×30人×2
消耗品費	10,000	
事務費	10,000	通信事務費、関係箇所への連絡、調整
支出合計額	161,880	

平成 30 年 5 月 14 日現在

団体構成員（役員・事務局職員及び会員等）名簿

団体名 NPO法人生活文化ルネッサンス

役職名	氏 名	自 宅 住 所	連絡先電話番号	勤務先/所属先
理事長	原田 雅顕	██████████ ██████████	██████████	██████████
副理事長	内藤 洋介	██████████ ██████████	██████████	██████████ ██████████
副理事長	山口 巖雄	██████████ ██████████	██████████	██████████ ██████████
副理事長 (予定)	斉藤 進	██████████ ██████████	██████████	
理事	細屋 近男	██████████ ██████████	██████████	██████████
監事	岩田 育夫	██████████ ██████████	██████████	
事務局長	飯田 厚美	██████████ ██████████	██████████	
会員	岩田 美佐子	██████████ ██████████	██████████	
会員	上崎 照子	██████████ ██████████	██████████	
会員	能條 節子	██████████ ██████████	██████████	
会員	梶 智恵子	██████████ ██████████	██████████	
会員	水島 加代子	██████████ ██████████	██████████	
会員	岩田 さやか	██████████ ██████████	██████████	

会員	飯田 文仁	■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■	
会員	岩田みさき	■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■	
会員	岩田ちあき	■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■	

NPO法人 生活文化ルネッサンス 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、NPO法人 生活文化ルネッサンスという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を神奈川県伊勢原市日向450番地の2に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、地域の方々に対して、社会教育、自然、歴史、文化、伝統、環境保護、産物、健康、福祉の各面に着目し、関連資源の継承と発展、生活文化の発信と伝播に関する事業を行い、地域社会と住民の相互関係、地域と学童の結び付き、家族の絆の強化の支援等、広く社会に貢献するとともに地元社会の活性化と地域振興に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 観光の振興を図る活動
- (4) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (5) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (6) 子どもの健全育成を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 文化・歴史に関する教育事業
 - ② 物作り・創作に関する普及啓発事業
 - ③ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、活動を支援するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、そのものが前条に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上5人以下
- (2) 監事 1人以上2人以下

2 理事のうち、1人を理事長、若干名を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を執行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁

に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、次の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び予算に関する事項

(5) 事業報告及び決算に関する事項

(6) 役員の選任等に関する事項

(7) 入会金及び会費に関する事項

(8) 長期借入金に関する事項

(9) 事務局の組織等に関する事項

(10) その他この法人の運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、前条第2項、次条第1項及び第50条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし

たことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第36条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第37条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第38条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第36条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることが

できない。

(議事録)

第 39 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 40 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第 41 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の 1 種とする。

(資産の管理)

第 42 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 43 条 この法人の会計は、次に掲げる原則に従って行うものとする。

- (1) 会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること。
- (2) 活動計画書、貸借対照表及び財産目録は、会計簿に基づいて活動に係る事業の実績及び財政状態に関する真実な内容を明瞭に表示したものとすること。
- (3) 採用する会計処理の基準及び手続については、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

(会計の区分)

第 44 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の 1 種とする。

(事業計画及び予算)

第 45 条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 46 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を執行することができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(事業報告及び決算)

第 47 条 この法人の事業報告及び決算は、毎事業年度ごとに理事長が事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を経て、その年度終了後 2 ヶ月以内に総会の承認を得なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 48 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(長期借入金)

第 49 条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収益をもって償還する短期借入金を除き、総会の承認を得なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 50 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の議決を得なければならない。

2 定款の変更は、次に掲げる事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

(1) 目的

(2) 名称

(3) 特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類

(4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る。）

(5) 正会員の資格の得喪に関する事項

(6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く。）

(7) 会議に関する事項

(8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項

(9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。）

(10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第 51 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 正会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産手続開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 52 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に規定する法人のうちから総会において選定したものに帰属するものとする。

(合併)

第 53 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 54 条 この法人の解散事由に係る公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第 10 章 雑則

(細則)

第 55 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	原 田 雅 顯
副理事長	内 藤 洋 介
同	山 口 巖 雄
監事	岩 田 育 夫

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から平成 28 年 5 月 31 日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第 45 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第 48 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 28 年 3 月 31 日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金

正 会 員	個人 なし	団体 なし
賛助会員	個人 なし	団体 なし

(2) 年会費

正 会 員	個人 3,000 円	団体 10,000 円
賛助会員	個人 1 口 3,000 円 (1 口以上)	
	団体 1 口 10,000 円 (1 口以上)	

団体は、市に対し事業の実施に必要な情報の収集、提供及び公開をします。

イ 分担業務

- i 事業の目的を達成するため、事業を総括します。
- ii 事業開催のための他団体との連絡・調整を行います。
- iii 農地所有者との契約、農地の整備、作付け後の肥培管理及び種苗の調達を行います。
- iv その他、イベント運営等事業開催に関わる全てを行います。

ウ 経費の負担

団体は、市負担金を差し引いた経費を負担します。

エ 情報公開

団体は、事業実施の経過・内容・成果などについて、より多くの市民の目に触れるように広く一般に情報公開や情報提供をします。

オ 個人情報の保護

団体は、事業を実施する上で知り得た情報のうち、プライバシーに関するものなどについては、市の個人情報保護条例に基づいて個人情報の保護を行います。

5 相互の連絡調整

市と団体は、相互の連絡調整を円滑に行うため、適宜、連絡調整会議等を開催して協議します。

6 協定の有効期限

本協定の有効期限は、平成31年3月31日までとします。

7 報告書の提出

団体は、事業終了後60日以内に市に対し事業完了報告書を提出するものとします。

8 事業の評価等

市と団体は、事業の実施後に事業の評価を行います。

9 その他

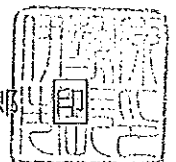
本協定に定めのない事項で、事業を実施する上で必要と認められるものについては、市と団体が協議して定めるものとします。

平成30年6月11日

(市)

伊勢原市田中348番地

伊勢原市長 高山 松太郎



(市民活動団体)

NPO法人生活文化ルネッサンス

理事長 原田 雅 顕

